

滋賀県木造住宅耐震改修補助対象となる耐震改修工法を拡大しました！

木造住宅の耐震改修工法にあっては、従来から採用されている在来工法だけでなく新たな工法が提案され、その多くが実用化されていることを踏まえ、平成30年4月より、滋賀県における木造住宅耐震改修補助の対象となる耐震改修工法を次のとおり改正しました。

従前

- ① 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める工法

拡大後

- ① 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める工法
- ② 国土交通大臣が認定した工法
URL http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html
- ③ 一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法
URL <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/evaluation/jisseki.html>
- ④ 一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法
URL http://www.bcj.or.jp/c12_rating/bizunit/exam/exam.php?type=2
- ⑤ 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法 URL <http://www.aichi-gensai.jp/>

対象となる住宅・工事の要件(従前どおり)

- 対象となる住宅は、次のすべての要件を満たすものです。
- ア 県内にあり、昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
 - イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
 - ウ 階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
 - エ 木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法、大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの
 - オ 耐震診断の結果、上部構造評点等が「0.7未満」と診断された住宅で、改修後の評点等を「0.7以上」に改修する工事であること
 - カ 設計者・施工者は、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者の名簿に登録されていること
 - キ 工事または設計の契約前に、市町から補助金の「交付決定」を受けていること

耐震設計者等・施工管理者の皆様へ

この制度改正により、補助金を受けることができる耐震改修工事に、構造性能(強度)や施工性、仕上性、居住性の観点で、従来より安価な工法や現場の実態に即した工法を適用することができ、住宅所有者の皆様がより耐震化に前向きに検討していただけるのではと考えております。

なお、評点等は、従来どおり「木造住宅の耐震診断と補強方法」により算出してください。

また、基準時の1/20または50㎡を超える増改築を行う場合、建築基準法の規定により、既存部分を現行法に適合させる必要があるため適用できる工法は、原則として上記①または②に限定され、評点等も1.0以上が必要です。

住宅所有者の意向を踏まえ計画してください。

住宅のある市町により、取扱いが異なる場合があります。詳しくは市町の窓口にお問い合わせください。